

1 生活困窮者への支援及び社会福祉施設等への運営支援の充実について

【厚生労働省】

長野県の状況

●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援及び社会福祉施設・医療機関等の運営費の負担軽減を図るための支援を実施

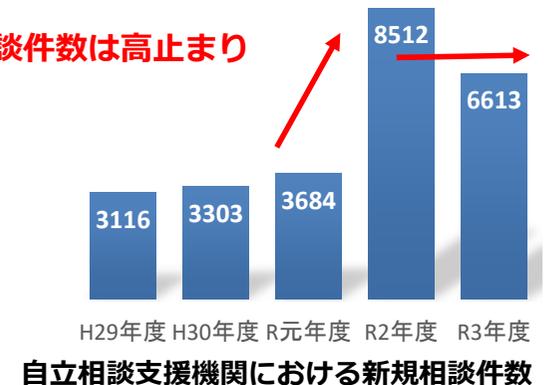
- 生活困窮者の課題は「生活費」「就労」「住居」についてが約8割を占め、自立に向けては、集中的な支援が必要
- 「まいさぼ」への相談者数が高止まりし、相談員の疲弊感が増している。加えて、物価高騰等の影響により、個人事業主や若者など新たな相談者層が顕在化するとともに、相談者が抱える課題もより複雑で困難になっている
- 生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている
- 光熱費の高騰や食材費の上昇等が、社会福祉施設や医療機関等の経営に極めて大きな影響を及ぼしている

取組

○自立相談支援機関（まいさぼ）による支援

- 県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- 急増した相談に丁寧に対応するため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用して、相談員を増員し支援体制を強化
⇒住居確保給付金等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援

相談件数は高止まり



○生活困窮者物価上昇特別対策事業補助金による生活者への支援

- 電力、灯油、食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円を支給（R4.10）

○エネルギーコスト削減促進事業補助金による社会福祉施設等への支援

- 社会福祉施設等のエネルギーコスト削減のため、省エネルギー効果の高い設備への更新等を支援

○社会福祉施設等価格高騰対策支援事業交付金による事業継続支援

- 社会福祉施設等の安定的なサービスの提供を支援するため、光熱費・食材費・ガソリン代の価格高騰分の一部を助成

課題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、自治体の負担が大きいため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**

例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が48,000千円だが、30万人～40万人未満の場合38,000千円に減少（R3.1.1時点本県人口：416,655人）
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3 等

- 相談者の自立に向けては、**相談者の支援ニーズに応じたきめ細かな支援を継続的に行なうことが極めて重要であり、自立相談支援機関における体制強化の継続が必須**
- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者については、**生きるための日々の暮らしに自動車が必要**
〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕
 - ・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用
- 国が定める公的価格等により経営を行う**社会福祉施設や医療機関等では、食事提供に必要な食材費や光熱費の高騰等による負担増を価格に転嫁できないため、厳しい経営を強いられており、運営支援が必要**

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員の処遇改善や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、**各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げる**こと

2 自立相談支援機関の体制強化

地方自治体が自立相談支援機関の体制強化を機動的に行うことができるよう、「**新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金**」を継続するなど、**十分な予算措置**を講じること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、通勤、通院等に限らず、**買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても、自動車使用を認める**こと

4 公的価格の増額改定及び新たな支援制度の創設

社会福祉施設や医療機関等がサービスや医療の提供を維持できるよう、**介護報酬、診療報酬等の増額改定を確実に実施**すること
それまでの間、地方創生臨時交付金以外の制度創設も含め、**国において全国一律の助成を行う**こと